

【基本理念】

〔施策体系図〕

「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」

基本目標 1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち

- (1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化
 - ①就学前教育・保育施設の再編と整備
 - ②就学前教育・保育施設の運営体制の強化
- (2) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践
 - ①質の高い教育・保育の提供
 - ②魅力ある教育・保育の充実
 - ③保育士・教職員への支援体制の強化
- (3) 多様な保育サービスの提供
 - ①特別支援教育・障がい児保育体制の強化
 - ②きめ細やかな保育サービスの提供
 - ③多様な子育て援助機能の充実

基本目標 2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち

- (1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進
 - ①発達にさまざまな課題のある子どもとその保護者への支援
 - ②障がいのある子どもと保護者・家庭への支援
- (2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり
 - ①子育て世帯の子育て力の強化支援
 - ②子育て世帯の交流促進
 - ③子育て世帯の孤立の未然防止の取り組み
- (3) 多様な主体が支える子育て支援の充実
 - ①子育て支援のすそ野の拡大
 - ②子どもの健全育成活動の充実

基本目標 3. 子どもを明るい未来へつなげるまち

- (1) 要保護児童へのきめ細かい取り組みの充実
 - ①児童虐待防止の取り組み
 - ②子どもの人権を守る意識の醸成
 - ③外国人家庭の子育て支援
- (2) 自立に向けた支援体制の充実と確保
 - ①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実
 - ②就学・進学に関する相談体制の充実
 - ③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり
- (3) 自立した生活基盤づくりへの支援
 - ①生活支援の充実
 - ②就労に関する支援の充実
 - ③食から支える子ども食堂の充実
 - ④各種支援制度の周知強化と利用促進

基本目標 4. 子育ての希望がかなうまち

- (1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実
 - ①子育て世代包括支援センターを核とした親子に対する健康支援の充実
 - ②安心して子育てのできる意識と環境づくり
 - ③出産の希望を支える支援
- (2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援
 - ①親の就労を支える保育サービスの提供
 - ②放課後を豊かに過ごす居場所づくり
 - ③ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標 1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち

少子化の進展や子育て世帯の就労環境の変化など、就学前教育・保育に関するニーズの変化が進む中において、認定こども園を基本とした施設の再編を進めることで、適切かつ持続可能な就学前教育・保育の提供体制の確保を図ります。

また、就学前から小学校、中学校へとつながりのある成長の中のはじまりの時期において、地域資源を活かした亀山らしさのある魅力的な幼児教育・保育を展開するとともに、きめ細かな保育サービスの提供に努めます。

（1）幼児教育・保育に関する受入機能の強化

現状と課題

〔少子化の進展と幼児教育から保育へのニーズの変化〕

- 少子化が進展する中、本市においても、出生数の減少傾向が続いています。今後も一定の減少は進むことが予想されますが、低年齢児の保育ニーズは上昇傾向にあります。また、女性の就労意向の高まりや家庭環境変化などから、幼児教育から保育へニーズが動く傾向が続いています。

〔施設の老朽化と配置バランスの改善〕

- 市内の保育所、幼稚園については、施設の老朽化の進んでいるものが多くなっています。また、北東部への人口集中などから、市内の保育需要にも地域的な変化がみられ、施設配置との間におけるバランスの改善が求められます。

〔就学前教育・保育現場の人材不足〕

- 近年の就学前教育・保育の現場においては、年々人材確保の困難度が増していることに伴い、教職員の負担も増加傾向にあることから、施設運営の最重要資源である人材の安定的な確保が大きな課題となっています。

施策の方向性

①就学前教育・保育施設の再編と整備

- ◇女性の就労意欲の高まりや幼児教育・保育の無償化など、就学前の子どもに関わる教育と保育の需要の変化に留意し、中長期的な視点による就学前教育・保育施設の再編計画を策定します。
- ◇公立保育所及び幼稚園について、計画的な認定こども園化を進めるとともに、子どもたちが安全・安心に過ごすことができるよう、既存施設の必要な改修等を行います。

②就学前教育・保育施設の運営体制の強化

- ◇定員適正化計画との整合を図りつつ、公立保育所、幼稚園及び認定こども園における保育士等の専門職について、計画的な正規化の推進を図ります。
- ◇子どもたちを適切に受け入れができるよう、幼児教育・保育を支える必要な人員配置を図ることで、適切な受入体制の確保を図ります。
- ◇市が利用調整を行う私立保育所等について、低年齢児の安定的な受入規模の確保を図るための保育士確保への支援を行います。
- ◇保育士や幼稚園教諭の業務負担の軽減を図るとともに、教育・保育の質の向上を図るため、保育士等の業務負担を支えるサポート職の設置やＩＣＴを活用した業務改善に取り組みます。

(2) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践

現状と課題

〔幼児教育・保育に関するツールの活用〕

- 子どもの成長においては、その発達段階に応じた適切かつ質の高い教育・保育の提供が必要であることから、他市に先行した幼児教育共通カリキュラムなどの充実したツールを有効に活用することが求められます。

〔亀山市の魅力的な地域資源の活用〕

- 亀山市には、歴史・自然など、ほかにはない魅力的な地域資源が溢れています。幼児期の多くの時間を過ごす保育所・幼稚園・認定こども園などでの活動における地域資源の活用が、亀山らしい就学前教育・保育の展開において重要となっています。

〔生きる力の礎となる自己肯定感〕

- 子どもが成長し、生きる力を育むためには、自分自身で何かを達成するなどにより充たされる自己肯定感が重要であり、様々な活動を通じた自己実現の積み重ねの機会が求められます。

〔現場職員の質の向上〕

- 就学前教育・保育施設においては、子どもたちと直接触れ合う職員の質が、そのまま教育・保育の質につながります。そうした一人ひとりの職員が、チームとして協力し合うことで効果的に機能する組織づくりが重要となっています。

施策の方向性

①質の高い教育・保育の提供

- ◇子ども一人ひとりの発達の状況や個性を尊重し、一人ひとりに丁寧に向き合う幼児教育・保育の提供に努めます。
- ◇「亀山市保幼共通カリキュラム」や「亀山市保幼少接続カリキュラム」を活用した一貫した就学前の教育・保育の内容を提供に努めるとともに、小学校を核とした保育所、幼稚園及び認定こども園との交流活動を充実することで、スムーズな小学校への就学につなげます。
- ◇より良い教育・保育の提供を行うことができるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園での自己評価のしくみづくりを検討します。
- ◇子どもたちの様々な活動を安心して行うことができるよう、園内・園外の多様な活動における危険状況に関する継続的な検証を行います。

②魅力ある教育・保育の充実

- ◇子どもたちが地域の人々と交流しつつ、保育所、幼稚園及び認定こども園を取り巻く豊かな自然、歴史資源を身近に感じながら豊かな体験を重視した活動に取り組みます。
- ◇ブックスタート事業、ファミリー読書リレー、かめやま読書チャレンジなど、子どもの成長段階に応じた読書活動の機会づくりを進めます。
- ◇子どもの健全な発達のため、給食関係者が情報交換を行い、地産地消に努めるとともに、バランスの取れた季節感のあるおいしい給食の提供に努めます。
- ◇子ども一人ひとりへの配慮のある成長段階に合わせた4段階の離乳食やアレルギー除去・代替食の提供に努めます。

③保育士・教職員への支援体制の強化

- ◇体力向上外部講師の派遣による子どもへの効果的な指導力の向上につながる教職員の指導方法の工夫改善を支援します。
- ◇保・幼・認が一体となった幼児教育研修会を行うなど、明確な目的を持った計画的な研修機会の充実を図ります。
- ◇CLM（チェック・リスト・in 三重）を有効に活用し、個々の子どもに向き合った支援力の強化を図ります。
- ◇教育委員会と福祉部門とを兼務する教職員（指導主事）の配置により、園内研修の充実を図るとともに、教職員指導員による定期的巡回指導による指導力の強化に努めます。

（3）多様な保育サービスの提供

現状と課題

〔価値観の多様化や働き方改革による保育ニーズの多様化〕

- 女性の就労状況の変化や価値観の多様化などから、保育需要が増加していることに伴い、そのニーズも多様化が進んでいます。こうした傾向は国の進める働き方改革などで強まることが見込まれ、増加傾向にある休日保育や土曜の一日保育など、受け皿の充実が求められています。

〔障がいのある子どもの増加と集団生活の機会〕

- 障がいのある子どもたちが保育所、幼稚園、認定こども園などの施設の利用を希望する場合、それを支える専門職による支援体制が求められます。

施策の方向性

①特別支援教育・障がい児保育体制の強化

- ◇特別な支援を必要とする子どもたちを受け入れる保育所、幼稚園及び認定こども園において、一人ひとりの子どもの発達状況に応じて専門的な判断に基づき、必要な加配職員の配置に努めます。
- ◇医療的ケアを要する子どもの入所においては、看護師等の医療職の配置を行うとともに、多数の乳幼児の在籍する園などにおける専門職の配置に努めます。
- ◇子育て支援員研修や介助員への研修を充実することで、支援に関わる職員の資質向上に努めます。

②きめ細やかな保育サービスの提供

- ◇年々利用ニーズの高まっている休日保育について、公共施設での実施を含めた拡充の検討を行います。
- ◇病児・病後児保育の実施に向けて、具体的かつ実現可能な手法の検討を行い、事業の早期実施を目指します。

③多様な子育て援助機能の充実

- ◇保育所、幼稚園、認定こども園などの施設では補いきれない細やかな子育て世帯へのサポートを担うファミリー・サポート・センターの行う事業に対し、事業の周知や利用促進などの必要な支援を行います。
- ◇幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設に対し、認可施設への移行など、適切な保育の提供に向けた支援を行います。

基本目標 2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち

子育て世帯が主体的に子育てを進められるよう、子育て世帯のつながりづくりと子育て世帯の子育て力の強化を図ります。

また、地域や園・学校など、子育てに関わる多様な主体のつながりを強めるとともに、子どもの成長段階のつまずきや、子育て世帯の様々な不安を解消することのできる、子育てを見守り、支えるまちを目指します。

（１）切れ目のない細やかな子ども支援の推進

現状と課題

〔専門職が連携した切れ目のない相談・支援体制〕

- 保健・福祉・教育・医療が連携し、０歳から１８歳までの子どもやその保護者に対し、専門スタッフによる切れ目のない相談支援を行っています。一方、相談件数は年々増加傾向にあるとともに、相談内容も多様化がみられ、より専門性の高い体制整備が求められます。

〔療育支援の体制〕

- 特別な支援が必要な就学前の子どもに対し、療育支援を行うとともに保護者に対しても支援を行っています。今後は、様々な障がいに対応できるような療育体制の構築が求められます。

〔家庭における教育に関する意識の両極化〕

- 子育て世帯の家族環境の多様化などから、家庭教育にかかる取組に対する各世帯の意識の差が広がり、積極的な保護者とそうでない保護者の両極化が進んでいます。

施策の方向性

①発達につまずきのある子どもとその保護者への支援

- ◇臨床心理士、保育士、教員など専門スタッフの集う子ども総合相談窓口を核に、園や学校、医療機関など関係機関と連携した支援体制を確保するとともに、個々のスキルアップによる専門性の向上に努めます。
- ◇1歳6か月・3歳児の幼児健康診査において、臨床心理士など専門スタッフによる子どもの発達に関する相談を実施するとともに、保育所・幼稚園などの依頼に基づく施設巡回により、子どもの状況に応じた集団生活における支援に関する指導・助言を行います。
- ◇園や学校の職員が、子どもの発達の状況に対し正しい理解を深め、子どもたちへの適切な対応ができるよう、資質と専門性の向上を図る研修会を開催します。
- ◇教育委員会と福祉を兼務する教職員（指導主事）を配置することで、就園から就学へと成長における情報共有を図るなど、相互の連携強化を図ります。
- ◇子ども一人ひとりの発達状況を保護者が記録・管理するサポートブック「にじいろのーと」を有効に活用し、園や学校への就学、進学、就労などの転機における関係機関の情報共有を図ります。
- ◇通級指導教室による個別指導と小集団指導「こみけ」を開催することで、発達につまずきのある児童とその保護者への支援を行います。

②障がいのある子どもと保護者・家庭への支援

- ◇集団生活を送るうえで特別な支援が必要な子どもに対し、集団療育や個別療育を行うとともに、今後の児童発達支援の拠点となる児童発達支援センターの設置に取り組みます。
- ◇放課後等デイサービス事業など障がい児通所事業への支援を行うなど、発達支援の提供等による自立の促進や、その保護者の負担軽減を図ります。
- ◇障がいのある子どもが学校を卒業後に、就労や社会への参画ができるよう、関係部署と連携した事業所への働きかけを行います。
- ◇特別児童扶養手当や障害児福祉手当などの諸制度に基づく給付を行うとともに、医療費助成などを行うことで、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ります。

(2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり

現状と課題

〔子育て支援機能の充足〕

- 主に未就園の子どもと保護者が交流できる場所である地域子育て支援センターは、市内に5箇所それぞれの特徴を持ちながら運営されています。活動の中で、育児相談、子育てサークル等の育成、子育て情報の提供、育児講座、ひろば事業などを展開し、様々な交流がなされています。

〔子育て世帯の孤立〕

- 多くの子育て世帯では、保育所・幼稚園・認定こども園への就園や学校への就学などにより、子育ての状況の似た世帯との交流が生まれ、孤立感が解消されています。その一方で、未就園児や不登校児童生徒のいる世帯など、このようなつながる機会の少ない世帯では、些細なことから孤立し、それが深刻化する恐れがあります。

〔多子世帯の子育てにおける負担〕

- 少子化が進展する一方で、多胎児など多くの子どもを同時に子育てしている世帯があります。そうした世帯は、子育て世帯の中でも負担が大きかったり、外出の困難さから交流機会が少なくなるなど、負の側面が強まる恐れがあります。

施策の方向性

①子育て世帯の子育て力の強化支援

- ◇子どもたちが家庭で過ごす中で、幼児期から望ましい生活習慣を確立することができるよう、「お茶の間十選」や「みんなで支え合う子育てアドバイス」などを活用した家庭教育への支援を行います。
- ◇ブックスタート、ファミリー読書リレー、読書チャレンジなど、本を活用した子どもの成長段階に応じた取り組みによる親子の絆づくりを促進します。
- ◇保護者に対する食育講演会や保育所などで提供する給食を紹介する食育だよりを配布するなど、家庭への食に関する意識啓発を行うことで、家庭での望ましい食習慣づくりを促します。
- ◇保育所、幼稚園、認定こども園などの日常に行われる教職員への相談や、地域子育て支援センターでの子育て支援員など、保護者の集う施設をプラットフォームとした身近な子育て相談体制を充実します。

②子育て世帯の交流促進

- ◇親子が集い、ともに交流することのできる地域子育て支援センターの活動を支援するとともに、こうした機能のない地域への出前事業の充実を図ります。
- ◇SNSなどICT技術を活用した子育てに関する多様な情報発信を行うことで、子育て世帯の交流促進を図ります。
- ◇地域子育て支援センターなど子育て世帯が交流する場所を活用し、共通する話題や悩みなどを持つ子育て世帯同士がつながり、交流を深められるよう、子育てサークル活動への支援を行うとともに、活動団体同士の交流の場づくりを行います。

③子育て世帯の孤立の未然防止の取り組み

- ◇子育て世帯の持つ課題が多様化・複雑化することで孤立を深めることがなくなるよう、様々な機会を通じた支援体制を検討します。
- ◇子育て世帯がそれぞれの暮らす地域の中で悩みを相談したり交流したりすることのできる身近な居場所づくりを進めるため、訪問型家庭教育支援事業などの効果的な方策を検討します。
- ◇ファミリー・サポート・センター事業などの子育て援助事業などの利用促進を図ることで、多胎児や年齢の近いきょうだいを抱える子育て世帯の負担軽減につなげます。
- ◇不登校、不登校傾向にある子どもを持つ保護者への支援として、適応指導教室において「ふれあいカウンセリング」を実施するとともに、広く教育関係者や保護者に参加を呼び掛ける講演会を開催し、不登校支援に係る理解啓発に取り組みます。

（3）多様な主体が支える子育て支援の充実

現状と課題

〔充実した子育てに関する学びの機会〕

- 家庭教育出前講座・子育ての宝箱などの学びなど、子育てに関する学びの機会が多く展開され、多くの受講者が活用されています。

〔子育てを見守る地域社会〕

- 子育て世帯は様々な地域で生活していますが、転入・転出などの増加などから、地域との関係が希薄な世帯が増加しつつあり、子育ての孤立感につながる可能性があります。

〔子育てを支える団体の状況〕

- 亀山市社会福祉協議会では、地域で生活する子育て中の親子を対象に、居場所づくりや情報交換を目的としたサロン活動に対して支援を行っています。現在、約10団体の子育てサロンが、季節にちなんだ料理教室や手芸教室など、それぞれの特色ある活動をしています。

施策の方向性

①子育て支援のすそ野の拡大

- ◇子育て支援員研修や子育ての宝箱などの講座等を通じて、地域の人々など子育て世帯の周りに子育てを支えることのできる人材育成に努めます。
- ◇子どもや子育て世帯の抱える課題に対し適切に対応することができるよう、園や学校、民生委員・児童委員や地域の人々など、子育てに関わる多様な主体の連携の強化を図ります。
- ◇一時的に保育が困難な場合、保護者に代わって子どもの保育を担うことができるよう、豊富な育児経験を持つ主婦などによる子育てボランティアの育成に努めます。

②子どもの健全育成活動の充実

- ◇共働き家庭等の小学生の遊びや生活の場を確保するとともに、次代を見据えた人づくりの観点から地域の教育力を活かした、放課後子ども教室の充実に努めます。
- ◇地域の公民館やコミュニティなどの身近な場所において、様々な世代がふれあう交流や、子どもと子育て世帯が地域行事を通じて地域の伝統文化などに気付く機会づくりを促進します。
- ◇子どもや子育て世帯が地域の歴史や伝統文化、自然やスポーツにふれる機会の充実を図るため、様々な情報発信の強化に努めます。
- ◇児童健全育成活動の拠点となる児童センターにおいて、既存のクラブ活動に加え、新たな行事を検討するとともに、利用しやすい施設となるよう、積極的な情報発信を行ないます。
- ◇不登校や引きこもり等、社会適応上の困難を抱える青少年の自立への支援を行うため、関係機関と連携しながら、青少年総合支援センターの機能充実に努めます。
- ◇青少年総合支援センターを核とした関係団体、関係機関との連携の下、地域社会全体で子どもたちの安心・安全を見守る意識の醸成に努めるとともに、市民と行政が一体的に進めるパトロールや通学時の見守り、環境浄化活動及び相談活動の充実に努めます。

基本目標 3. 子どもを明るい未来へつなげるまち

子どもを「貧困の連鎖」から救い出し、明るい未来につなげられるよう、子どもと社会との接点である学校をブラットホームとして捉え、幅広い支援の充実を図ります。

また、各家庭の経済的な面のみならず、家庭の文化的側面も含めた複合的な課題の解決に向けて、関係機関の協働などで福祉と教育の連携を強化し、子どもの権利を尊重しながら、子どもと保護者に寄り添う支援に努めるとともに、親子が孤立することなく安心して暮らしていけるよう、地域における包括的な支援のネットワーク機能の充実を図ります。

（１）要保護児童へのきめ細かい取り組みの充実

現状と課題

〔児童虐待の件数増加〕

- 児童虐待については、社会的にその状況への理解が深まりなどから、相談や対応件数は年々増加が続いています。

〔鈴鹿児童相談所の設置〕

- 本市のある県内北勢部においても、平成31年4月に従来管轄していた北勢児童相談所から鈴鹿市と亀山市を管轄する鈴鹿児童相談所が設置されています。

〔児童虐待に関わる関係機関の連携〕

- 亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会にて関係機関と連携しながら要保護児童や児童虐待の対応を行っています。

〔専門職によるサポート体制〕

- 心理、教育、保育などの専門スタッフが各ケースに応じて家庭のサポートを行っています。

施策の方向性

①児童虐待防止の取り組み

- ◇妊娠届出時から赤ちゃん訪問や乳幼児健診などの機会を捉えた相談等を通じ、養育支援の必要性を把握するとともに、早期の支援等の対応につなげます。
- ◇亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会を中心に、医療機関や園、学校など関係機関との情報共有を図るとともに、相互の連携体制による要支援家庭や要保護家庭への早期からの適切なアプローチに取り組みます。
- ◇様々な課題が複合化・複雑化する児童虐待に対応できるよう、計画的な研修参加等を通じて子ども総合相談に関わる専門スタッフの専門性の向上を図ります。
- ◇児童虐待に関する研修会や広報等を通じた市民の理解と意識醸成を図ります。

②子どもの人権を守る意識の醸成

- ◇オレンジリボン運動などを通じた、子どもの人権に関する市民と地域の役割意識の醸成を図ります。
- ◇子どもに関わる園などの職員への研修と、互いに支えあいながら生活する「共生」の意識づくりに努めます。

③外国人家庭の子育て支援

- ◇様々な行政サービスや諸制度についての周知を図るため、外国人向けの情報提供の充実に努めます。
- ◇外国人家庭においても、進学等の進路選択の幅を広げられるよう、進路指導ガイダンス「学校へいこう」を実施します。
- ◇学校等における通訳や外国人児童生徒教育支援員の配置に努めるとともに、総合保健福祉センターなどの通訳を活用した多言語での文書作成等に努めます。

(2) 自立に向けた支援体制の充実と確保

現状と課題

〔経済的・文化的な貧困に関する課題の多様化・複合化〕

- 経済的に困窮している人は社会的なかわりの少なさから相談できる人・場所が限られるうえ、生活困窮だけでなく、障がいがあったり、介護や看護を抱えていたりして、問題が複雑であることも多くみられます。また、経済的には困窮していなくとも、親子の関係や愛情が稀薄であるため、結果的に子どもが貧困と同じような状況に陥っているおそれがある家庭が顕在化しています。

〔貧困の連鎖を断ち切る学習機会〕

- すべての子どもは生まれながらにしてあらゆる可能性を持っています。しかしながら、「貧困の連鎖」により、その可能性が閉ざされるおそれがあります。アンケート調査においても、課題を抱える世帯においては、経済的な困窮によって塾や習い事に通うことができない状況や、教育に対する経済的な負担に対する不安を抱える世帯もみられます。また、アンケート調査で、「文化的貧困」に該当する人は授業の理解度について否定的な回答がやや多く、あわせて家庭において勉強を見てあげられないという人が多いことから、文化的な側面において貧困が疑われる家庭に対しても、学習機会を確保することが求められます。

〔経済的な困窮・文化的な貧困に起因する社会的な孤立〕

- 子育て世帯の経済的な困窮は、社会的に孤立してしまうことで子どもたちが必要な支援を受けられず、いっそう困難な状況に置かれてしまうおそれをはらんでいます。こうした状況に対し、地域においては、主任児童委員や民生委員児童委員をはじめ、子どもの見守りにかかわる人びとが子どもへの声掛けなどを行っています。また、経済的な困窮・文化的な貧困が疑われる家庭の実態は隠れがちであり、家庭そのものが地域から孤立しているケースも少なくないため、実態が見えにくいのが実情です。

施策の方向性

①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実

- ◇子育てにおける様々な機会を捉えて、経済的な困窮や文化的な貧困にかかる課題のある世帯を把握するとともに、早期相談の実践を行います。
- ◇課題を抱えたひとり親家庭をはじめとした生活困窮者等の自立を支援するため、生活困窮者自立支援事業の充実を図りながら、アウトリーチによる相談支援を実施します。
- ◇スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、学校をプラットフォームとした総合的な相談体制の充実を図ります。

②就学・進学に関する相談体制の充実

- ◇小・中学校進学時にスムーズな就学が図られるよう、教育と福祉との連携による相談・支援体制の充実を進めます。
- ◇すべての子どもの学力保障がなされるよう、集合型のみならず訪問型も含めた学習・生活支援事業への展開を図ります。
- ◇高等学校への進学に対する継続的なサポート体制とともに、高校中退者に対する支援体制づくりについても検討します。

③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり

- ◇民生委員児童委員・主任児童委員や福祉委員をはじめ、地域・関係機関との連携により支援体制の強化を進めます。
- ◇子どもや家庭の孤立を防ぐとともに、文化的な貧困家庭への予防的なアプローチにつながるよう、家庭教育支援員等の養成・配置の検討を進めます。

（3）自立した生活基盤づくりへの支援

現状と課題

〔困窮がもたらす生活への影響〕

- 経済的困窮がもたらす生活面、健康面への影響が一部の子どもや家庭にみられるほか、親子のかかわりといった家庭の文化的側面についても、時間的な欠乏などによる生活の乱れといった影響がみられます。

〔就労に関する支援の充実〕

- ひとり親家庭等に対しては親の就労への様々な給付金や貸付事業の制度があるものの認知度が低く、制度の活用が低調となっています。また、就労の機会の確保に向けては、関係機関との連携による就労支援が必要です。

〔子ども食堂の活動〕

- 本市においても、市民活動として子ども食堂の役割を担う活動が実施され、食の面から支援が必要な家庭を支えています。しかし、支援が必要な子どもが食堂に来ておらず、実施される地域が限定的であることから、今後は、支援機能を高めながら全市的な広がりにつなげていくことが求められています。

〔制度の周知と活動〕

- ひとり親世帯など、生活困窮等に関する支援は様々な制度があるものの、経済的な困窮・文化的な貧困を抱える家庭は社会的なかかわりが少ないことから、情報を得る経路が限られ、十分な理解がないなど、制度の活用の面では課題があります。

施策の方向性

①生活支援の充実

- ◇経済的な困窮のみならず、文化的な貧困家庭も含めた家庭の生活自立を支援するため、新たな専門職の配置等による生活相談・指導・支援体制の充実を図ります。
- ◇ひとり親世帯等に必要な情報を集約したホームページの構築等により、情報提供や相談機能を重層化するとともに、ファミリー・サポート・センターにおける支援機能や支援体制の充実などにより、子育て援助機能の活用を促します。
- ◇子育てに関するランドセルや学生服などの道具等の共有化を図るため、子育てリユース事業を検討します。
- ◇経済的な困窮家庭における福祉、教育などに関する助成の拡充など、多様な子育て世帯の経済的負担を軽減する支援策の検討を行います。

②就労に関する支援の充実

- ◇ハローワークとの連携により、保護者の就労に関する相談窓口を充実させるとともに、職業訓練等の機会の充実を図ります。

③食から支える子ども食堂の充実

- ◇経済的な困窮・文化的な貧困家庭への食の支援と食育活動の促進を図るため、子ども食堂の役割を担う団体の活動支援を行うとともに、支援が必要な子どもが食堂につながるよう支援体制を強化しながら、その活動の展開を促します。

④各種支援制度の周知強化と利用促進

- ◇高等教育における就学支援新制度に関する周知や活用支援等、適切かつ効果的な各種支援制度の利用につなげるため、新たな専門職の配置によるマッチング支援を図ります。
- ◇支援が必要な子どもや家庭に対する制度の周知を図るため、LINEをはじめとした多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、民生委員児童委員・主任児童委員や福祉委員からの制度周知を促します。

基本目標 4. 子育ての希望がかなうまち

子どもを持ちたいと願う人たちが、健康的・不安、経済的な負担であきらめることなく、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠前から子育て期までの一貫した支援に努めます。

また、多様な価値観の広まる中、それぞれの望むライフスタイルの下で暮らせるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

（１）妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実

現状と課題

〔子育て世代包括支援センターの設置〕

- 妊娠届からの途切れることの無い子育てに関する健康面での支援を行う子育て世代包括支援センターを平成30年度に設置し、主に3歳までの母子保健を中心とした子育てに関する支援体制を整えています。

〔不妊・不育の希望と現実の乖離〕

- 妊娠・出産への希望を持ちながらも、さまざまな問題からそれがかなわなかったり、不育症に悩んだりするケースがあります。

〔成育基本法の成立〕

- 子どもの健全な成長を後押しするため、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）」が平成30年12月に制定されました。国・地方・保護者・医療関係者等の責務が明示され、それぞれの役割に基づく取組が求められています。

施策の方向性

①子育て世代包括支援センターを核とした親子に対する健康支援の充実

- ◇妊娠期から出産、育児へとつながる子育て世帯に対する母子保健支援体制の強化を図ります。
- ◇子育て世帯の転入に際して、保健師などの専門職による相談対応を行うことで、子育て世帯の不安解消に努めます。
- ◇妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査や産後における産婦健康診査や産後ケア事業を行うことで、妊娠・出産に係る健康支援に取り組みます。
- ◇妊婦教室やパパママ教室を通じて、出産に向けての知識の普及や体験の機会を提供することで、新生児の健やかな成長に向けた支援を行います。
- ◇乳幼児の健康保持と様々な課題の早期発見・早期対応を図るため、成長・発達に応じた乳幼児健康診査を行うとともに、未受診者の把握や健康診査後のフォローを行います。
- ◇感染症の発生・蔓延を予防するため、予防接種費用の助成を行うとともに、予防接種に関する正しい知識の普及による予防接種率の向上を目指します。
- ◇児童手当・特例給付や乳幼児から中学生までの子ども医療費助成などの経済的支援制度を周知し、利用の促進を図ることで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

②安心して子育てのできる意識と環境づくり

- ◇離乳食教室などの各種教室や育児相談などを通じて、保護者への知識普及を図るとともに、新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施することで、育児の情報提供や個々のニーズに応じた支援を行います。
- ◇乳幼児の不慮の事故を未然に防ぐため、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行なうとともに、関係機関と連携した事故防止や適切な応急処置に関する情報提供に努めます。
- ◇子どもの健康管理や疾病予防に関する子育て世帯の不安を解消できるよう、様々な機会を通じた身近な「かかりつけ医づくり」を推進します。
- ◇限られた医療資源を有効に活用するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう、みえ子ども医療ダイヤルや、救急医療情報システム（医療ネットみえ）を活用に向けた情報提供に努めます。

③出産の希望を支える支援

- ◇不妊・不育症等に対する経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。
- ◇不妊・不育症治療などに対する正しい理解を広めていくため、様々な機会を通じた情報発信と意識啓発に努めます。

(2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援

現状と課題

〔子育てを見守る地域環境〕

- 共働き世帯の増加や、地域で身近に頼れる人が少なくなってきた現代において地域社会の中に子どもが気軽に行くことのできる居場所づくりが重要です。

〔働き方改革（就労の多様化）によるニーズへの影響〕

- 一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジとされる働き方改革により、子育て世帯の中にも多様な働き方が広がる可能性があります。

〔子育て世帯を夫婦が等しく担える環境づくり〕

- 男性の育児参加は徐々に進んできていますが、現在の子育て世代の中にあっても男性が主体となって子育てをするケースは稀な状況となっています。子育てをする上での喜びも不安や不満も夫婦で分かち合いながら子育てをするためには、夫婦間だけでなく、社会の中での意識づくりが求められます。

施策の方向性

①親の就労を支える保育サービスの提供

- ◇待機児童の解消を目指し、公立保育所と幼稚園の再編や小規模保育事業の推進による低年齢児童の受入規模の拡充を図るとともに、小学校入学時における保育の隙間を生じさせない受け入れ体制づくりを進めます。
- ◇保護者の多様な働き方や、様々な保育需要に対応できるよう、休日保育の充実を図るとともに、病児・病後児保育の実施を目指します。

②放課後を豊かに過ごす居場所づくり

- ◇保護者の就労などにより、保育を必要とする小学生が放課後を安心して過ごすことができるよう、放課後児童クラブの受入機能の確保を図ります。
- ◇子どもたちが放課後を豊かに過ごすことができるよう、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を強化するとともに、放課後児童クラブにおける学習支援機能などの付加価値づくりを検討します。
- ◇放課後等における療育をはじめとしたサービス利用とともに、就労など、保護者の必要性に応じた放課後等デイサービス事業などによる居場所づくりを進めます。

③ワーク・ライフ・バランスの推進

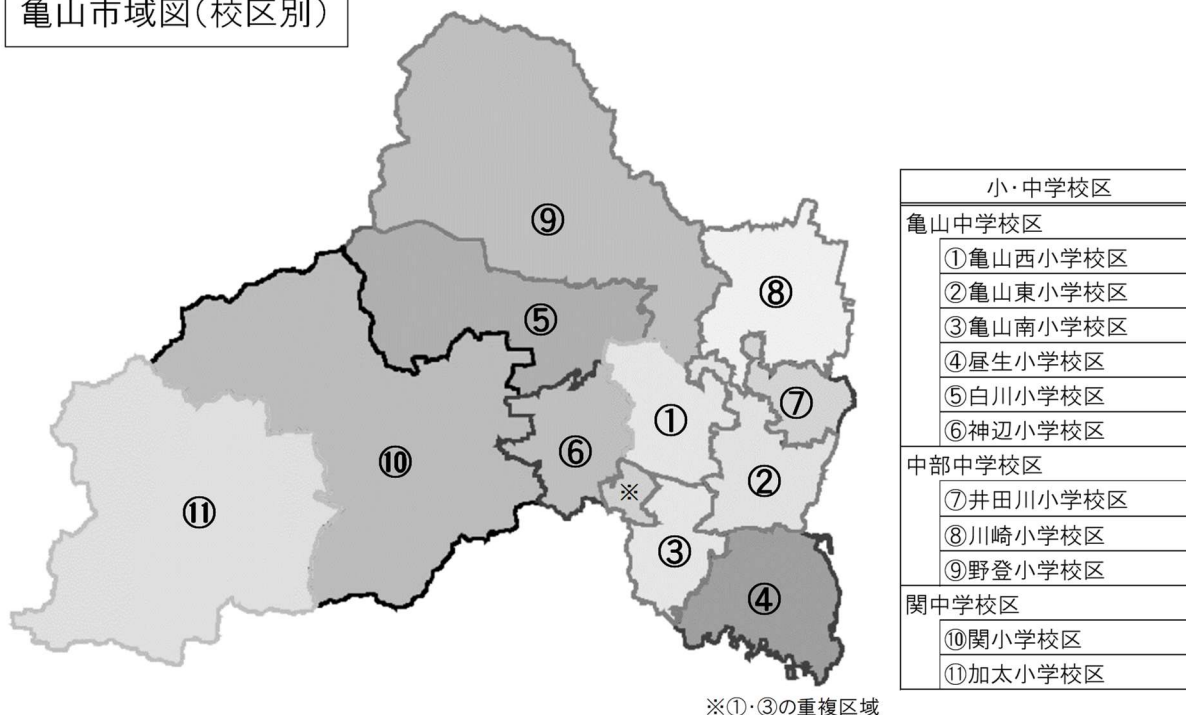
- ◇働きながら育児を行う夫婦が助け合いながら子育てを行えるよう、男性の育児に対する意識啓発を行うとともに、事業者による男性の育児休暇取得など育児参加への理解と風土づくりに努めます。
- ◇パパママ教室やパパとあそぼうなど、行政や子育てサークルの行うイベントなどを通じて、男性の育児参加への意識づくりに努めます。
- ◇妊娠によってマタニティ・ハラスメントなどが発生しないよう、正しい知識の共有や理解、啓発を行います。

第6章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

本市においては、「(必要利用数数の見込み(量の見込み))」及び「確保の内容」を設定する区域として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域(教育・保育提供区域)について、市域全体を1区域として、必要に応じて中学校区・小学校区の状況を加味することとします。

亀山市域図(校区别)



区分	設定区域
教育・保育	
教育・保育施設	市全域
地域子ども・子育て支援事業	
利用者支援事業	市全域
地域子育て支援拠点事業	市全域
妊婦健康診査事業	市全域
乳児家庭全戸訪問事業	市全域
養育支援訪問事業・要保護児童等に対する支援に資する事業	市全域
子育て短期支援事業	市全域
子育て援助活動支援事業	市全域
一時預かり事業	市全域
延長保育事業(時間外保育事業)	市全域
病児保育事業	市全域
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	中学校区
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域

2. 必要利用数の見込みの算出

(1) 必要利用数の見込みの算出に関する考え方

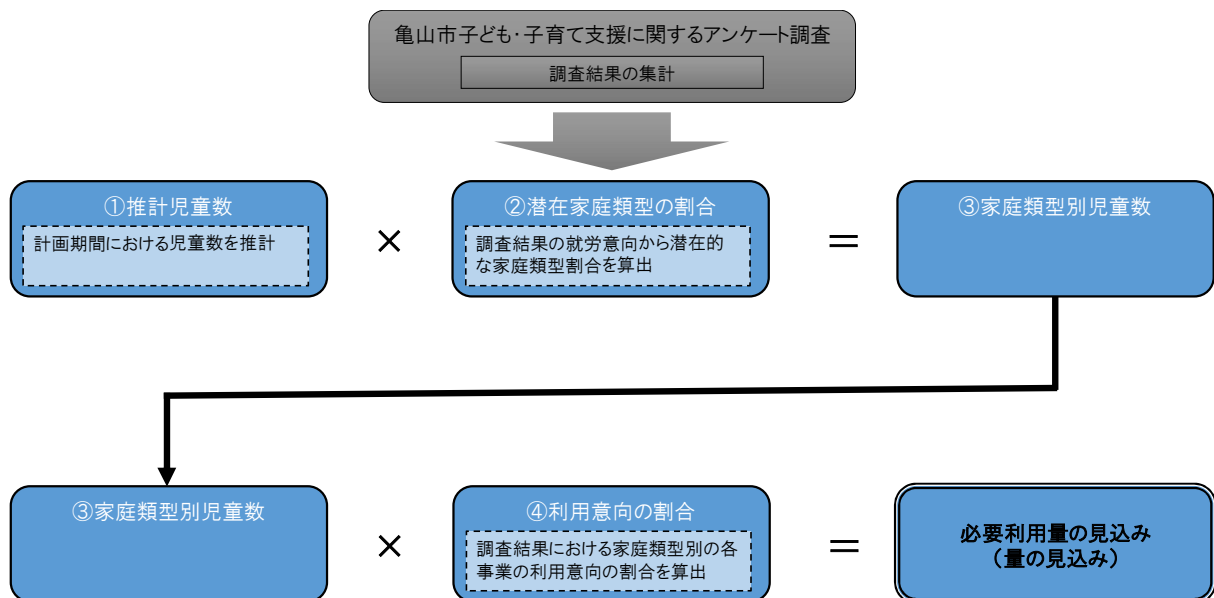
必要利用数の見込み（量の見込み）の算出については、内閣府の示す「量の見込みの算出等のための手引き（平成26年1月）」や「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（平成31年4月）」を基本とします。

この算出方法については、亀山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果が基礎数値となりますことから、近年の事業等の実施実績との乖離が発生する場合があります。

そのため、必要利用数の見込みの設定にあたっては、利用実績や提供体制の状況など本市の実情を勘案したうえで、設定することとします。

①算出の手順

各事業の必要利用数の見込みの算出は、次の式を基本とします。



(2) 算出プロセス

必要利用数の見込みを算出する際の基礎となる「①推計児童数」や、「亀山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果をもとに算出する「②潜在家庭類型の割合」の算出については、次のプロセスによります。

Step-1：①推計児童数の算出プロセス

計画期間内の児童数の推計を行います。

推計期間：令和2年度から令和6年度（5年間）

推計方法：平成27年から平成31年の各年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとにしたコーホート変化率法

（参考：コーホート変化率法）

各コーホート（同一期間に生まれた人の集団）について、過去における実績人口の動きから「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

〔推計児童数〕

		基礎数値					推計値				
年齢	年度	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
未 就 学 児	0歳	466	435	407	374	412	400	396	392	387	382
	1歳	458	479	435	439	387	426	414	410	406	401
	2歳	477	459	474	447	443	390	429	417	413	409
	3歳	461	485	454	481	447	445	392	431	419	415
	4歳	507	459	479	456	481	446	444	391	430	418
	5歳	500	510	463	486	464	486	451	449	395	435
	小計	2,869	2,827	2,712	2,683	2,634	2,593	2,526	2,490	2,450	2,460
小 学 生	6歳	487	505	514	477	481	468	491	456	453	399
	7歳	479	488	507	523	483	485	472	495	460	457
	8歳	472	475	491	506	516	481	482	469	492	457
	9歳	460	473	474	487	507	515	481	481	468	491
	10歳	470	461	476	473	487	508	516	482	482	469
	11歳	477	467	458	478	471	485	506	514	480	480
	小計	2,845	2,869	2,920	2,944	2,945	2,942	2,948	2,897	2,835	2,753
合計		5,714	5,696	5,632	5,627	5,579	5,535	5,474	5,387	5,285	5,213
対H31比							99.2%	98.1%	96.6%	94.7%	93.4%

Step-2：②潜在家庭類型の算出プロセス

アンケート調査における対象となる子どもの父母の有無、就労意向をもとに、家庭類型を算出します。

〔家庭類型の分類〕

タイプ	「父母の有無」と「就労意向」
タイプA	ひとり親
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

(イメージ図)

母親 父親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 就労していない 6. 就労したことがない
				120時間以上	下限時間以上 120時間未満	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプ-B	タイプ-C	タイプ-C'		タイプ-D	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプ-C	タイプ-E	タイプ-E'			
	下限時間以上 120時間未満	タイプ-C'					
	下限時間未満						
5. 就労していない 6. 就労したことがない		タイプ-D				タイプ-F	

▶父母の就労の状況は、現状の就労ではなく、今後就労を希望している場合、その希望する状況によるものとして分類しています。

▶イメージ図の太枠内(タイプ-C'・D・E'・F)は、保育認定の受けられない就労状況となる範囲を表しています。そのため、教育標準時間の対象となります。

〔潜在家庭類型の割合〕

タイプ	「父母の有無」と「就労意向」	0歳～ 就学前	0歳	1・2歳	3歳～ 就学前
タイプA	ひとり親	6.8%	5.5%	3.0%	7.8%
タイプB	フルタイム×フルタイム	34.9%	40.2%	32.1%	27.9%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	26.7%	15.2%	21.0%	31.0%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	9.3%	2.7%	10.4%	9.4%
タイプD	専業主婦(夫)	21.8%	36.4%	32.4%	23.3%
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%
タイプF	無業×無業	0.2%	0.0%	1.1%	0.2%

(3) 年齢別保育利用率

「亀山市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」において、対象となる子どもの日中に利用したい施設の利用意向による分類します。

【0歳児の利用率】

0歳児については、例年利用意向の上昇が続いており、今後もその傾向が続くと予想されます。そうしたことから、アンケート調査結果に一定の上昇率を加算し、各年度の利用率を設定します。

◎0歳児の保育利用率

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
推計児童数	400	396	392	387	382
利用児童数	130	136	142	147	152
保育利用率	32.5%	34.3%	36.2%	38.0%	39.8%

【1・2歳児の利用率】

1・2歳児についても0歳児と同様に、利用率は上昇傾向となっていますが、0歳児に比べるとその傾向は緩やかです。そうしたことから、アンケート調査結果に一定の上昇率を加算し、各年度の利用率を設定します。

◎1・2歳児の保育利用率

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
推計児童数	816	843	827	819	810
利用児童数	400	419	416	416	417
保育利用率	49.0%	49.7%	50.3%	50.8%	51.5%

【3歳以上児の利用率】

3歳以上児については、例年全体の約98%が保育所・幼稚園・認定こども園などいずれかの施設を利用しています。今後においてもそうした傾向は続くと考えられることから、各年度の利用率の見込みは次のとおりとします。

◎3歳以上児の保育利用率

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
推計児童数	1,377	1,287	1,271	1,244	1,268
利用児童数	1,350	1,261	1,246	1,220	1,243
保育利用	690	645	637	623	635
教育利用	660	616	609	597	608
施設利用率	98.0%	98.0%	98.0%	98.1%	98.0%
保育利用率	50.1%	50.1%	50.1%	50.1%	50.1%
教育利用率	47.9%	47.9%	47.9%	48.0%	47.9%

3. 教育・保育の必要利用数の見込みと確保の内容

(1) 1号認定

子どもは満3歳以上で、幼稚園や認定こども園が提供する教育を希望する場合の認定区分です。

〔主な利用施設〕

幼稚園（確認を受けない幼稚園を含む）、認定こども園（教育利用）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	660	616	609	597	608
1号認定（幼稚園型）	443	414	409	401	408
2号認定（幼稚園希望）	217	202	200	196	200
確保の内容②	830	830	830	870	720
幼稚園	380	380	380	380	190
認定こども園	90	90	90	130	170
確認を受けない幼稚園	360	360	360	360	360
②－①	170	214	221	273	112

（参考）

純粋な1号認定①'	443	414	409	401	408
②－①'	387	416	421	469	312

（施設数の想定）

（単位：箇所）

市内の施設数	7	7	7	8	7
幼稚園	4	4	4	4	1
認定こども園	2	2	2	3	5
確認を受けない幼稚園	1	1	1	1	1

【提供体制の確保の内容と実施時期】

現状の各施設の利用定員により、必要利用数の受入が可能となっています。また、家庭の状況からは2号認定を受けることのできる子どもの中で教育利用を希望する子どもについては、1号認定子どもの預かり保育を実施する施設でその提供体制を確保します。

一方、1号認定子どもの必要利用数は確保の内容に比べて大きく余裕がある状況となっており、将来的には必要利用数が減少されることが予想されます。こうした状況を踏まえ、必要利用数に対して適切な確保の内容となるよう、公立幼稚園及び保育所の統廃合を進めます。統廃合を進めるに当たっては、本計画の5年間のみならず、より長期的なニーズ予想を踏まえた再編の検討を行います。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する教育の提供にあたっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが教育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

(2) 2号認定

子どもは3歳以上で、就労等による保護者が日中の保育をできない場合の認定区分です。

〔主な利用施設〕

保育所、認定こども園（保育利用）

※確認を受けない幼稚園など、一時預かり事業を実施する幼稚園の利用も想定されます。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	690	645	637	623	635
確保の内容②	756	756	756	738	788
保育所	611	611	611	543	543
認定こども園	145	145	145	195	245
②－①	66	111	119	115	153

（参考）

必要利用数の見込み①'＝②+②'	907	847	837	819	835
2号認定(幼稚園希望)②'	217	202	200	196	200
②－①'	△ 151	△ 91	△ 81	△ 81	△ 47

（施設数の想定）

（単位：箇所）

市内の施設数	10	10	10	10	11
保育所	8	8	8	7	6
認定こども園	2	2	2	3	5

【提供体制の確保の内容と実施時期】

現状の各施設の利用定員により、必要利用数の受入が可能となっています。また、家庭の状況からは2号認定を受けることのできる子どもの中で教育利用を希望する子どもが、幼稚園から保育所等へ移行する場合についても、大部分の受入が可能と考えられます。

一方、1号認定子どもに比べ、必要利用数の見込みに対する確保の内容は適切な水準で準備されていますが、公立幼稚園及び保育所の統廃合を進める上では、長期的なニーズ予想を踏まえた確保の内容への配慮をしながら、再編の検討を行います。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する保育の提供にあたっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが保育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

(3) 3号認定

子どもは3歳未満で、就労等による保護者が日中の保育をできない場合の認定区分です。

〔主な利用施設〕

保育所、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業

(単位:人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
必要利用数の見込み①		130	400	136	419	142	416	147	416	152	417
確保の内容②		117	369	117	369	122	379	138	409	153	449
特定教育・保育施設	保育所	71	258	71	258	71	258	67	238	67	238
	認定こども園	22	78	22	78	22	78	37	118	52	158
	計	93	336	93	336	93	336	104	356	119	396
家庭的保育事業	小規模保育	9	18	9	18	14	28	19	38	19	38
	計	9	18	9	18	14	28	19	38	19	38
認可外保育施設		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
②－①		△ 13	△ 31	△ 19	△ 50	△ 20	△ 37	△ 9	△ 7	1	32

(施設数の想定)

(単位:箇所)

市内の施設数		14	14	15	16	17
特定教育・保育施設	保育所	8	8	8	7	6
	認定こども園	2	2	2	3	5
	計	10	10	10	10	11
家庭的保育事業	小規模保育	2	2	3	4	4
	計	2	2	3	4	4
認可外保育施設		2	2	2	2	2

【提供体制の確保の内容と実施時期】

3歳未満の低年齢児については、年々利用希望が増加傾向にあり、必要利用数に対し、確保の内容が不足する状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、中期的には公立保育所及び幼稚園の統廃合による認定こども園の整備による確保の内容の拡大を行います。短期的な効果を期待できる小規模保育事業の整備を推進します。なお、認定こども園の整備にあたっては、低年齢児の受入規模の拡大できるように配慮します。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の提供にあたっては、施設側の受入機能を把握しながら、必要な調整を行います。また、特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、関係機関との連携を密に行い、個別の事情に配慮した支援を行います。

4. 地域子ども・子育て支援事業

すべての子どもが健やかに成長することのできる社会を実現するためには、子どもや子育て世帯の抱える様々な課題を解消し、地域の実情を踏まえた幼児教育・保育の提供するとともに、地域における多様な支援の充実が求められます。

地域子ども・子育て支援事業では、保護者が子育てをすることに喜びや充実感を持ちながら、子どもとともに親としても成長していくことができる環境づくりを目指し、次の各事業を実施します。

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、特定教育・保育施設、地域型保育事業での教育・保育や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの地域子育て支援事業から必要な事業を適切に選択し、円滑に利用できるようにサポートするとともに、子育てに関わる相談業務も担い、必要に応じて個別の支援プラン作成や関係機関への接続等、妊娠期から子育て期に渡る途切れのない支援を行います。

(単位:箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	1	1	1	1	1
確保の内容②	0	0	1	1	1
②－①	1	1	0	0	0

【対象年齢】

未就学の子どもと保護者

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

未就学児を抱える子育て世帯が様々なサービスの提供を受ける際には、市の総合保健福祉センターの窓口に行行政機能が集約されるとともに、地域子育て支援センターが設置され、子育て世帯の求める相談や支援の機能が整っていることから、これを利用者支援の拠点として算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 利用者支援事業の実施形態・手法についての検討を行います。

令和3年度 事業実施に向けた設備等の準備を行います。

令和4年度以降 利用者支援事業を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

(単位：人回/月・箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	2,713	2,764	2,719	2,690	2,659
確保の内容②	2,713	2,764	2,719	2,690	2,659
②－①	0	0	0	0	0
施設数	5	5	5	6	7

【対象年齢】

未就園の子どもと保護者

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための引き』により算出した値を基本に、亀山市の就学前児童数の推計を踏まえ算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 既存の地域子育て支援拠点での支援を行います。

令和5年度 新たに整備する認定こども園と合わせ、地域子育て支援拠点1箇所を設置します。

令和6年度 新たに整備する認定こども園と合わせ、地域子育て支援拠点1箇所を設置します。

(3) 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠期を保つため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②身体計測及び尿・血液等の検査、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の異常を早期に発見し、適時必要に応じた処置及び継続観察につなげます。

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	6,150	6,094	6,038	5,968	5,898
妊婦検診	5,600	5,544	5,488	5,418	5,348
産婦検診	550	550	550	550	550
確保の内容②	6,150	6,094	6,038	5,968	5,898
妊婦検診	5,600	5,544	5,488	5,418	5,348
産婦検診	550	550	550	550	550
②－①	0	0	0	0	0

(参考)

0歳児数	400	396	392	387	382
------	-----	-----	-----	-----	-----

【対象年齢】

妊娠期にある女性及び、産後概ね生後__か月まで女性

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

妊婦検診 厚生労働省母子保健課長通知による適切な妊婦検診の回数の1.4回と、亀山市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

産婦検診

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 これまで同様、すべての対象者への受診費用の助成を行うとともに、適切な受診ができるよう周知に努めます。

令和3年度以降 令和2年度の体制で継続実施。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状況及び養育環境等の把握を行い、必要に応じ支援につなげます。

(単位: 件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	400	396	392	387	382
確保の内容②	400	396	392	387	382
②－①	0	0	0	0	0

(参考)

0歳児数	400	396	392	387	382
------	-----	-----	-----	-----	-----

【対象年齢】

概ね生後4か月までの0歳児と保護者

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

地域に見守られ、すべての乳児を持つ家庭が安心して育児をすることができるよう、訪問率100%を目指し、亀山市の0歳児人口の推計を踏まえ算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 これまで同様、全対象世帯への訪問を実施します。

令和3年度以降 令和2年度の体制で継続実施。

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

(単位: 件・回/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	75	75	75	75	75
確保の内容②	75	75	75	75	75
②－①	0	0	0	0	0

(参考)

対象世帯数	25	25	25	25	25
-------	----	----	----	----	----

【対象年齢】

食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭の児童（18歳未満）

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 対象数が増加しても対応できるよう、必要な体制を整えます。

令和3年度以降 令和2年度の体制で継続実施。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、一時的に養育または必要な保護を行います。

短期入所生活援助事業（子育て支援ショートステイ事業）

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	76	72	72	70	71
確保の内容②	76	72	72	70	71
②－①	0	0	0	0	0

(単位：箇所)

施設	小規模児童養護施設(市内)	1	1	1	1	1
	委託施設数(市外)	8	8	8	8	8

【対象年齢】

18歳未満の子ども

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 市外の児童養護施設8箇所への委託により、受け入れ態勢を確保します。

令和3年度以降 利用者の状況を踏まえつつ、委託先の充実を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	880	890	900	910	920
確保の内容②	880	890	900	910	920
②－①	0	0	0	0	0

（参考）

（単位：人）

援助会員	90	95	100	105	110
利用会員	260	270	280	290	300

【対象年齢】

概ね6カ月から小学校6年生まで

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 対象数が増加しても対応できるよう、援助会員数の増加に努めます。

令和3年度以降 令和2年度の体制で継続実施。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

① 幼稚園型

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	8,820	8,220	8,120	7,950	8,100
確保の内容②	8,820	8,220	8,120	7,950	8,100
②－①	0	0	0	0	0

(参考:実施施設数)

(単位:箇所)

認定こども園	2	2	2	3	5
確認を受けない幼稚園	1	1	1	1	1

【対象年齢】

3歳から5歳の子ども

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 現在の提供体制により確保を図ります。

令和5年度 認定こども園の新設園1箇所(予定)で実施します。

令和6年度 認定こども園の新設園2箇所(予定)で実施します。

② 保育所等での一時預かり(①以外)

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	2,240	2,090	2,070	2,020	2,060
確保の内容②	2,240	2,090	2,070	2,020	2,060
②－①	0	0	0	0	0

(参考:実施施設数)

(単位:箇所)

保育所	2	2	2	2	2
その他の施設	1	1	1	1	1

【対象年齢】

0歳から5歳の子ども

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 現在の提供体制により確保を図ります。

令和5年度 認定こども園の新設園1箇所(予定)で実施します。

令和6年度 認定こども園の新設園2箇所(予定)で実施します。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	80	80	80	80	80
確保の内容②	80	80	80	80	80
②－①	0	0	0	0	0

（参考：実施施設数）

（単位：箇所）

保育所	4	4	4	4	4
認定こども園	2	2	2	3	5

【対象年齢】

0歳から5歳の子ども

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

これまでの利用実績を参考に算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 現在の提供体制により確保を図ります。

令和5年度 認定こども園の新設園1箇所（予定）で実施します。

令和6年度 認定こども園の新設園2箇所（予定）で実施します。

(10) 病児保育事業

病児について、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、保育士・看護師等が一時的に保育等を行います。

(単位：人日・箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	1,502	1,491	1,469	1,449	1,444
確保の内容②	10	15	70	85	150
病児・病後児保育事業	0	0	50	60	120
ファミリー・サポート・センター	10	15	20	25	30
②－①	△ 1,492	△ 1,476	△ 1,399	△ 1,364	△ 1,294

【対象年齢】

0歳から5歳の子ども

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

病児・病後児保育事業については本市の利用実績がないため、国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 ファミリー・サポート・センター事業での受入を行いつつ、公共施設での事業実施に向けた事業の範囲・規模等の検討を行います。

令和3年度 事業実施に向けて、施設等の環境整備を行います。

令和4年度 公共施設での事業を開始します。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用数の見込み①	751	786	732	724	638
低学年	523	547	510	504	444
亀山中学校区	192	201	187	185	163
中部中学校区	259	271	252	250	220
関中学校区	72	75	71	69	61
高学年	228	239	222	220	194
亀山中学校区	79	83	77	76	67
中部中学校区	127	133	124	123	108
関中学校区	22	23	21	21	19
確保の内容②	740	820	820	820	820
亀山中学校区	300	300	300	300	300
中部中校区	340	420	420	420	420
関中学校区	100	100	100	100	100
②-①	△ 11	34	88	96	182
亀山中学校区	29	16	36	39	70
中部中校区	△ 46	16	44	47	92
関中学校区	6	2	8	10	20

(施設数)

(単位:箇所)

総数(支援の単位)	22	24	24	24	24
亀山中学校区	8	8	8	8	8
中部中校区	11	13	13	13	13
関中学校区	3	3	3	3	3

【対象年齢】

小学生

【区域設定】

中学校区

【必要利用数の見込みの算出の考え方】

本市の利用実績等を踏まえつつ、国が示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』による算出や補正の考え方に沿って算出しています。

【提供体制の確保の内容と実施時期】

令和2年度 関係条例の規定を適切に運用しながら、中部中学校区の2小学校区（井田川・川崎）に各1箇所を設置します。

令和3年度以降 利用児童数の動向に注視しながら、24箇所の施設で利用希望者の受入を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

次の実費徴収額に対しその一部を補助する事業。

- ① 低所得で生計が困難である保護者の子どもが特定教育・保育等の提供を受けた場合において、日用品、文房具等その他の必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等にかかる実費徴収額
- ② 特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園において、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める基準に該当する保護者が支払うべき食事の提供（副食費に限る）にかかる実費徴収額

【対象年齢】

- ① 0歳から5歳
- ② 満3歳以上

【区域設定】

市全域

【必要利用数の見込みと確保の内容】

実費徴収に係る補足給付を行う事業には、所得要件が設定されており、該当するすべての保護者に給付することから、量の見込み、確保の方策は設定しないこととします。

第7章 計画の推進体制

（１）計画の推進体制

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の必要利用総数の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めています。

計画の推進に当たっては、教育・保育事業に対する市民のニーズに応えていくため、必要なサービスを供給できる体制を整えることで、子育て世帯が安心して子どもを育てながら、暮らしていける環境の実現を目指します。

そのため、市内各部局の連携をはじめ、関係機関等との連携を密にすることで横断的に取り組むとともに、「亀山市子ども・子育て会議」での2期計画の執行状況の検証を行い、検証に基づく市の具体的な事業計画等の見直しを行うなど、PDCA サイクルによる効果的な計画推進に取り組めます。

